

別海町国土強靱化地域計画

令和3年3月
別海町

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
第2章	別海町国土強靱化の基本的考え方	
1	別海町国土強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	8
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	9
3	評価の実施手順	10
4	評価結果	10
第4章	別海町国土強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	
1	施策プログラム策定の考え方	24
2	施策推進の指標となる目標値の設定	24
3	推進事業の設定	24
	【別海町国土強靱化のための施策プログラム一覧】	25
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	38
2	計画の推進方法	38
	【別表】 別海町国土強靱化のための推進事業一覧	39

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

こうした中、国においては、2013年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。

また、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として「北海道強靱化計画」を2015年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

本町では、太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、高潮や豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっており、この間、東日本大震災や2016年の豪雨災害、2018年の胆振東部地震等の教訓を踏まえ「別海町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

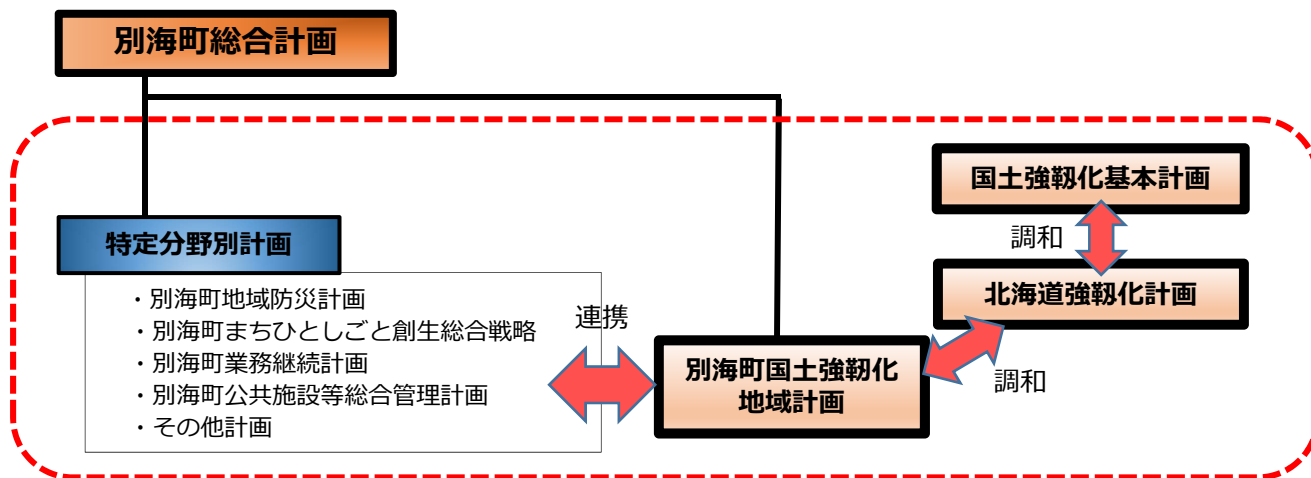
本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「別海町国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。

このため、本町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 別海町強靱化の基本的考え方

1 別海町強靱化の目標

別海町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組であり、このようなことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

本町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。

以上の考え方を踏まえ、別海町強靱化を進めるにあたっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを本町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

別海町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害時の町民の生命・財産と社会経済機能の保護
- (2) 国・北海道全体の強靱化への貢献と、北海道・道内他市町村との連携の推進
- (3) 災害に強い地域社会や地域経済の実現と、迅速な復旧・復興体制の確立

2 本計画の対象とするリスク

別海町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命・財産と社会経済機能の保護」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化への貢献」という観点から、町外における大規模自然災害についても、本町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

【別海町における主な自然災害リスク】

（１）地震・津波

○ 太平洋沖における海溝型地震

- ・ 十勝沖から択捉島沖において、M8.8 程度以上の地震が発生する確率は、30 年以内に 7～40％であり、17 世紀の発生から 400 年程度が経過していることから、切迫している可能性が高いとされている。
- ・ 根室沖において、M7.8～8.5 程度の地震が発生する確率は、30 年以内に 80％程度とされている。

（R2 地震調査研究推進本部長期評価）

- ・ 最大クラスの津波が発生した場合、想定される沿岸最大水位は 6.1m（床丹）とされている。

（R2 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会浸水想定）

○ 内陸型地震

- ・ 本町に最も影響のある主要活断層は、標津断層帯であり、地震規模は、M7.7 程度以上とされている。（地震発生確率は不明）

（R2 地震調査研究推進本部長期評価）

- ・ 人的被害（避難者数）が最大となる「冬の夕方」において、建物被害で全壊 52 棟、半壊 346 棟、人的被害で死者 1 人未満、重傷者 2 人、軽傷者 16 人、避難者 2,037 人のほか、ライフラインや交通施設等の被害が想定されている。

（H30 北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会WG地震被害想定）

○ 過去の主な被害状況

- ・ 釧路沖地震（1993 年）

… M7.8、最大震度 6、被害件数 2,303 件（軽傷、住家一部損壊、農業、土木等）

- ・ 北海道東方沖地震（1994 年）

… M8.2、最大震度 6、被害件数 2,397 件（重傷、軽傷、住家一部破損、農業、土木等）

- ・十勝沖地震（2003 年）
 - … M8.0、最大震度 6 弱（町内震度 5 強）、被害件数 211 件（軽傷、農業、土木、商工、衛生、公立文教施設等）
- ・釧路沖の地震（2004 年）
 - … M7.1、最大震度 5 強（町内震度 5 強）、被害件数 6 件（農業、衛生、公立文教施設等）
- ・根室半島南東沖の地震（2004 年）
 - … M7.0、最大震度 5 強（町内震度 5 弱）、被害件数 1 件（軽傷）
- ・東北地方太平洋沖地震（2011 年）
 - … M9.0、最大震度 7（町内震度 3）、最大津波高 1.13m、被害件数 1 件（水産）
- ・北海道胆振東部地震（2018 年）
 - … M6.7、最大震度 7（町内震度 3）、被害件数 4,987 件（農業、商工等）
 - 本地震の影響により、北海道全域で大規模停電（ブラックアウト）が発生し、本町においても、町内全域で 2 日間にわたり停電が発生し、町民の日常生活に大きな影響を及ぼした。

（２）風水害

- 近年の風水害としては、平成 27 年 10 月の台風で 1 名が亡くなっているほか、平成 26 年 12 月の低気圧による高潮や、平成 27 年 8 月の大雨などによる浸水被害、平成 29 年 9 月の温帯低気圧による住宅被害などが発生している。また、気候変動等の影響から、融雪期の風水害が増加傾向にある。
- 過去の被害状況
 - ・平成 18 年 10 月発達した低気圧による災害（暴風・高潮等）
 - … 住宅一部破損 52 件、床上浸水 15 件、床下浸水 31 件、非住家 9 件、農業 404 件、土木 1 件、水産 144 件、林業 126 件、衛生 13 件、商工 21 件、公立文教施設 5 件、社会教育施設 2 件、停電 994 件以上、その他避難所や自宅から、病院や福祉避難所に搬送された方が 7 名等、被害額約 8.9 億円
 - ・平成 26 年 12 月発達した低気圧による災害（高潮等）
 - … 住宅一部破損 2 件、床上浸水 8 件、床下浸水 18 件、非住家 156 件、農業 15 件、土木 1 件、水産 69 件、衛生 1 件、商工 11 件、社会教育施設 3 件、停電 8 件等、被害額約 2,580 万円
 - ・平成 27 年 8 月大雨による災害
 - … 床下浸水 3 件、農業 30 件、土木 153 件、衛生 6 件、公立文教施設 1 件等、被害額約 8,455 万円
 - ・平成 27 年 10 月台風 23 号から変わった温帯低気圧による災害（暴風・高潮等）
 - … 死者 1 名、住宅一部破損 16 件、床上浸水 3 件、床下浸水 5 件、非住家 36 件、農業 175 件、土木 4 件、水産 25 件、林業 1 件、衛生 1 件、商工 21 件、公立文教施設 27 件等、被害額約 2,251 万円
 - ・平成 29 年 9 月台風 18 号から変わった温帯低気圧による災害（暴風・大雨等）
 - … 住宅一部破損 18 件、非住家 1 件、農業 123 件、水産 10 件、林業 2 件、商工 9 件、公立文教施設 20 件等、被害額約 17.3 億円

- ・平成 30 年 3 月発達した低気圧による災害（融雪・洪水等）
 - … 床上浸水 1 件、床下浸水 3 件、農業 4 件、土木 2 件、衛生 2 件、商工 1 件等、被害額約 1,090 万円
- ・令和 2 年 3 月低気圧による災害（大雨・融雪等）
 - … 床下浸水 2 件、土木 1 件、水産 1 件等、被害額約 50 万円

（３）豪雪／暴風雪

- 冬季には大雪や吹雪により、通行止めやスタック車両などが頻繁に発生しており、平成 25 年には道東を中心とした暴風雪により、近隣の中標津町で 5 名が亡くなっている。
- 過去の被害状況
 - ・平成 26 年 2 月発達した低気圧による被害（大雪・暴風雪等）
 - … 軽傷者 1 名、農業 30 件等、被害額約 237 万円
 - ・令和 2 年 3 月発達した低気圧による災害（大雪・暴風雪等）
 - … 農業 4 件、スタック車両 5 件等、被害額約 230 万円

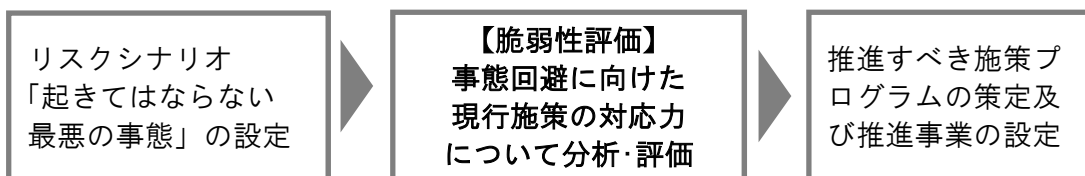
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町としても、本計画に掲げる別海町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施する
- ・また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本町の対応力についても、併せて評価を実施する

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊、海保等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 評価の実施手順

前項で定めた 20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化について、多数の者が利用する建築物は耐震化が完了しているものの、個人住宅の耐震化率は全国水準と比較しやや下回っており、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 災害時に避難所や救護用施設として利用されることもある小中学校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設などの不特定多数が集まる施設の耐震化は完了している。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新など必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから「別海町公共施設等総合管理計画」のほか、「別海町学校施設長寿命化計画」「別海町社会教育施設長寿命化計画」「別海町公営住宅等長寿命化計画」等の各種計画に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 防災、衛生等の生活環境に深刻な影響を及ぼしている老朽化した空き家について、地域住民の生命や身体等を保護し、その生活環境の保全を図るため「別海町空き家等対策計画」に沿った空き家の解消に向けた各種支援策を推進する必要がある。

(避難所等の指定・整備)

- 災害対策基本法や別海町地域防災計画に基づき、指定避難所（福祉避難所を含む）や指定緊急避難場所を指定しているが、町民等への更なる周知啓発が必要であり、また、国や北海道から新たな津波浸水想定等が公表された場合は、それに応じた避難所等の見直しなどを行う必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を推進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。

(その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・個人住宅の耐震化率 62%（H29） ★別海町第7次総合計画と同数値
- ・耐震改修促進計画の策定状況 策定済（H30）
- ・公共施設等総合管理計画の策定状況 策定済（H28）
- ・学校施設長寿命化計画の策定状況 策定済（H30）
- ・社会教育施設長寿命化計画の策定状況 策定済（R2）
- ・公営住宅等の長寿命化改修棟数 3棟（H21～H29 累計） ★別海町第7次総合計画と同数値
- ・公営住宅等長寿命化計画の策定状況 策定済（H30）
- ・空家等対策計画の策定状況 策定済（H31）

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備）

- 土砂災害警戒区域について、区域指定に必要な基礎調査に協力するなど北海道と連携して区域指定を推進するとともに、ハザードマップによる警戒区域の周知など警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・土砂災害警戒区域の指定状況 1箇所（H22）
- ・土砂災害警戒区域における土砂災害ハザードマップの作成状況 作成済（H23）

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（津波避難体制の整備）

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（別海町地域防災計画内）や津波避難計画（別海町地域防災計画内）、津波ハザードマップ等を作成しているが、今後新たな津波浸水想定が設定されるなどの情勢変化に応じ、ハザードマップの見直しをはじめ避難体制の再整備が求められる。
- 避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置については、概ね完了しているが、今後、新たな津波浸水想定が設定された場合は、国や北海道と連携し、それに応じた海拔、津波浸水予想地域・津波襲来時間や高さの表示、避難方向や場所等を示す案内看板などの整備を行う必要がある。

（海岸保全施設等の整備）

- 長大な海岸延長を有する等の実情から、高潮及び津波による被害を最小限に抑えるため、国や北海道と連携し、防潮堤、護岸の整備及び施設の耐震化対策なども含め、施設整備の一層の促進が求められる。
- 海岸保全施設の中には、築造後相当の年月が経過し老朽化した施設が多く、また今後、こうした老朽化施設の急増が見込まれることから、国や北海道と連携し、施設の長寿命化の取組を進め、適切な維持管理や計画的な更新等を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・津波ハザードマップの作成状況 作成済（H25）
- ・津波避難計画の策定状況 策定済（H26）

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 北海道から示されている想定最大規模の洪水に対する浸水想定区域図（洪水氾濫危険区域図）等に基づき、今後、洪水ハザードマップを作成し、地域住民への周知を図る必要がある。
- 内水ハザードマップについては、過去の浸水実績をまとめたハザードマップを作成・公表している。

（河川改修等の治水対策）

- 北海道及び町では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、放水路の整備など治水対策を行っており、今後もより一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場や雨水管渠などの下水道施設の整備を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・洪水ハザードマップの作成状況 未作成
（対象河川：春別川、西別川、清丸別川、然内川、ポンベツ川、風蓮川）
- ・内水ハザードマップの作成状況 作成済（R2）

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 冬季異常気象時における道路管理手法の検討を行い、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

（防雪施設の整備）

- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、防雪柵など必要な防雪施設の整備を重点的に進めているが、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、国や北海道と連携し、一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者（国、北海道、町）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時には、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

- ・除排雪車両保有台数（町所有分） 12 台（R2）

1－6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大**【評価結果】****（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）**

- 積雪や低温など冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄整備などを行っているが、備蓄品を活用し、円滑な避難所運営ができるよう、町内会や自主防災組織と連携し「町内会・自主防災組織等のための避難所運営マニュアル」による厳冬期を想定した防災訓練の実施など、避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・暖房器具等の備蓄状況 毛布：5,925 枚、灯油ストーブ：16 台、灯油缶：6 缶、発電機：15 台
簡易トイレ：11,300 回分、折り畳み式アルミマット：1,370 枚
室内用テント：330 張、段ボール間仕切り：1,000 セット
段ボールベッド：330 台 など（R2）
- ・避難所運営マニュアルの策定状況 策定済（H30）

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大**【評価結果】****（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）**

- 北海道により、関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、国により監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムの整備が進められ、町及び関係機関間で防災情報を共有しているが、更なる効果的な運用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、北海道と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。

（地域防災活動の推進）

- 災害対策本部や避難所、地域間での通信途絶時等に備え、自主防災組織による災害情報等の情報連絡体制を確保するため、更なる地域防災力の向上に向け、災害初動期の避難所運営等の主軸となる自主防災組織の結成促進、育成等を図る必要がある。

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 本町では避難勧告等の具体的な発令基準を定めており、今後、国のガイドラインを踏まえ「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成するとともに、必要に応じてマニュアルの見直し、改善等を進める必要がある。

- 災害時における適切な住民安否情報の収集・提供のため、町内会や自主防災組織など地域住民が相互に連携し、避難行動要支援者名簿を活用するなど、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達手段である防災行政無線のデジタル化などを促進するとともに、避難勧告等の住民への情報伝達に関し、予期せぬトラブルにより障害が生じる事態を想定し、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- 災害時の情報伝達を確実にするため、災害情報の提供に有効な地域のコミュニティ FM 局との連携など情報発信の強化を進める必要がある。
- デマや根拠の無い情報により住民に不安等を与えないよう、北海道や関係機関、報道機関と連携を図り、迅速で正確な情報発信が可能となる体制を構築する必要がある。

（外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 災害発生時において、外国人を含む住民や観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導などを行うため、多言語による災害情報の提供など、北海道や関係機関と連携した受入体制の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため、町内会や自主防災組織など地域住民が災害時避難行動要支援者登録台帳を活用して避難が進むよう体制の整備が必要である。

（防災教育推進）

- 防災教育の推進に向けて、町内会や自主防災組織、各種団体に向け、防災講習会や避難所運営ゲーム（Do はぐ）を活用した取組などを行っているが、災害から命を守るための「自助」の意識醸成を図るため、あらゆる機会を活用し厳冬期も想定した防災教育や啓発に取り組む必要がある。
- 学校教育においては、北海道や学校、地域住民などと連携し「コミュニティ・スクール」や「1 日防災学校」などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域や学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・町指定避難所がある地域での自主防災組織の結成率 100%（R2）
- ・避難勧告等の具体的な発令基準の策定状況 策定済（R1）
- ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定状況 未策定（土砂災害編、高潮災害編、津波災害編）
- ・防災行政無線（同報系・移動系）の整備状況 整備済
同報系アナログ式（H10）⇒デジタル式（R2）
移動系アナログ式（S51）
- ・コミュニティ・スクールを導入している学校区割合 100%（R2）

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
【評価結果】	
(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)	
○ 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、町、道、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。 ○ 東日本大震災におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備を促進する必要がある。	
(非常用物資の備蓄促進)	
○ 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため、啓発活動に取り組む必要がある。 ○ 財政負担の軽減にも配慮しながら、計画的な行政備蓄の実施、更新など非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。	
【指標（現状値）】	
・ 防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関） 71件（R2） ・ ボランティア等の受援計画の策定状況 未策定	

2-2	消防、警察、自衛隊、海保等の被災等による救助・救急活動の停滞
【評価結果】	
(防災訓練等による救助・救急体制の強化)	
○ 防災関係機関で構成する「別海町防災会議」を中心に、地域防災計画の推進や総合防災訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊、海保など関係機関相互の連携や広域連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。	
(自衛隊体制の維持・拡充)	
○ 大規模自然災害時に各救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、地域に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、町や道など各関係機関が連携した取組を推進する必要がある。	
(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)	
○ 本町の消防救急無線はデジタル化が完了しており、今後は計画的な機器の更新等を行う必要がある。 ○ 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の整備を図るとともに、消防団の装備の充実について推進する必要がある。	
【指標（現状値）】	
・ 別海町総合防災訓練等の実施回数 1回／年（R1）	

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

(病院の機能強化)

- 別海町立病院では、自家発電設備の整備や耐震化を行っているが、災害時における確実な医療確保のため、今後必要に応じて、応急用医療資機材の整備など、機能強化を推進する必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の充実を図る必要がある。
- 町では、町内の社会福祉施設等と「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」を締結しており、今後も各施設における受入可能人数や派遣可能な職員の状況等を共有し、被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を継続する必要がある。

(防疫対策)

- 災害発生時には、速やかな感染症予防対策が重要であり、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期の予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、衛生用品等の備蓄、更新など避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・衛生用品等の備蓄状況 サージカルマスク：44,800 枚、簡易トイレ：11,300 回分
次亜塩素酸ナトリウム：45 リットル
アルコール消毒液：255 リットル、希釈用ポリタンク：30 個
噴霧器：15 台、手指用スプレーボトル：15 個
使い捨て手袋：1,500 組、フェイスシールド：30 枚、防護服：50 着
防護服用キャップ：100 枚 など（R2）

(3) 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能の強化)

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項については、地域防災計画や職員災害時初動対応マニュアル等で規定しており、今後、訓練を通じ本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 防災拠点となる本庁舎及び消防庁舎の耐震化は完了している。今後、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため、庁舎等の行政施設の機能強化を図る必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 本町では、業務継続計画が未策定であることから、今後、業務継続計画を策定するとともに、防災訓練等を通じ業務継続計画の検証を行い、必要に応じて修正を行うなど組織全体の業務継続体制を強化する必要がある。

(ICT 部門における業務継続体制の整備)

- 災害時においても、町の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するため「別海町 ICT 部門の業務継続計画」に基づく取組を計画的に進める必要がある。

(広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、根室管内 1 市 3 町や友好都市である大阪府枚方市、高知県四万十市、沖縄県名護市等と応援協定を締結しているが、協定等を効果的に運用するためには、平時からの情報共有等の連携強化により、相互の応援・受援体制の構築を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 消防団訓練実施者数 18,070 人 (H21～H29 累計) ★別海町第 7 次総合計画と同数値
- ・ 業務継続計画の策定状況 未策定 (R2)
- ・ ICT 部門の業務継続計画の策定状況 策定済 (R1)
- ・ 災害時受援計画の策定状況 未策定 (R2)

(4) ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 本町に豊富に賦存する再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえると、再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消など関連施策を推進する必要がある。

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体や石油元売団体との間で協定を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。
- 災害時に地域が連携して重要施設等への燃料供給を合理的かつ円滑に行うことを可能とするため、根室管内 1 市 4 町と石油製品等販売事業者の間で実効性のある燃料供給体制（根室モデル）を構築しており、本体制が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有や訓練実施など連携強化を図る必要がある。

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 本町の農水産業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、本町のみならず全道・全国の食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。また、平時はもとより、町外での大規模災害時においても、被災地をはじめ全道・全国への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。こうした事態に備え、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、基幹産業を支える農地や漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

(農水産業の体質強化)

- 現在、本町の農水産業は、大変厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

(食料品の販路拡大)

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる農水産物の輸出拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・新規就農者数 26 戸（H21～H29 累計） ★別海町第 7 次総合計画と同数値
- ・漁業就業支援者数 8 人／年（H30） ★別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略と同数値

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策について、災害時においても給水機能を確保するため「水道施設耐震化更新計画」等に沿った施設の更新や維持管理など、計画的かつ効率的な整備を推進する必要がある。

（水道施設の防災機能の強化）

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や「別海町水道事業危機管理マニュアル」等に沿った応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

（下水道施設等の耐震化、老朽化対策等）

- 下水道施設の耐震化等の地震対策について、地震時における下水道機能を確保するため、着実な整備が求められる。また、施設の改築・更新など計画的な維持管理に欠かせない「ストックマネジメント計画」等に基づき、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 浄化槽について、大規模自然災害時の生活排水流出を防止するため、老朽化した単独浄化槽・汲み取りから合併浄化槽への転換を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 上水道管路の耐震適合率 14.0%（H29） ★別海町第7次総合計画と同数値
- ・ 水道施設耐震化更新計画の策定状況 策定済（H29）
- ・ 水道事業危機管理マニュアルの策定状況 策定済（H28）
- ・ 下水道事業業務継続計画の策定状況 策定済（H28）
- ・ スtockマネジメント計画の策定状況 策定済（R2）
- ・ 最適整備構想の策定状況 策定済（R1）
- ・ 機能保全計画の策定状況 策定済（R2）
- ・ 合併処理浄化槽設置数 249基（H21～H29累計） ★別海町第7次総合計画と同数値

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（交通ネットワークの整備）

- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

（道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

- 道路防災総点検の結果等に基づく、落石や岩石崩落などの要対策箇所や、災害時に重要となる避難路上などの橋梁の耐震化について、北海道や各関係機関と連携の上、今後も引き続き計画的な整備を行う必要がある。

- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、「別海町橋梁長寿命化修繕計画」等に沿った計画的な整備・更新を推進するとともに、適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、機能保全対策を適切に推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 橋梁長寿命化修繕計画の策定状況 策定済（H25）
- ・ 補修する橋梁数 18 箇所（H21～H29 累計） ★別海町第 7 次総合計画と同数値
- ・ 町道等の舗装化延長 74km（H21～H29 累計） ★別海町第 7 次総合計画と同数値
- ・ 舗装道路を補修する延長 1.2km（H21～H29 累計） ★別海町第 7 次総合計画と同数値

(5) 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広域的なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(企業立地等の促進)

- 東日本大震災以降、企業においては、業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、本町の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の立地を促進するための取組を強化する必要がある。

(企業における業務継続体制の強化)

- 現在、本町の商工業は、大変厳しい経営環境の中、いかに事業継承を進めるかが今後の課題であり、災害発生時を含め、企業活動の停滞を防ぐためには、経営基盤の安定・強化や担い手の育成・確保など、本町の商工業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。
- 中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、引き続き国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、計画策定を希望する企業に対しては、北海道や各関係機関等と連携しながら、その策定を支援する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・新規開業者数 3件／年（H29） ★別海町第7次総合計画と同数値

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

(港湾の機能強化)

- 災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として、更に緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を担うため、船舶の大型化など物流の変化に対応した港湾整備など、関係機関と連携を図り、港湾の機能強化を推進する必要がある。
- 大災害に備えた港湾の耐震化、液状化、老朽化対策は、各関係機関と連携を図り計画的に実施しているが、今後、耐震化のニーズや老朽ストックが更に増えてくることなども想定されることから、一層の計画的整備の促進が求められる。

(港湾における業務継続体制の整備)

- 地震や津波などの大規模自然災害が発生した場合に、港湾施設の被災によって港湾機能が低下することによる地域への影響を最小限に抑え、各関係機関等が相互に連携を図り、港湾機能の維持及び早期復旧を図るため「港湾事業継続計画（港湾BCP）」を策定しており、今後、計画内容の点検や訓練により問題点を抽出し、定期的な見直しを行うことが必要である。

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通業務施設などの流通拠点の耐震化等を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・港湾事業継続計画の策定状況 策定済（R2）

(6) 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 大災害等に起因する森林の荒廃は、国土強靱化に大きな影響を与える問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、国や北海道、各関係機関等と連携を図りながら、農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・町有林造林面積 24ha／年（H29） ★別海町第7次総合計画と同数値
- ・エゾシカ個体数の削減 2,955頭／年（H29） ★別海町第7次総合計画と同数値

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため「災害廃棄物処理計画」の策定を進め、被災側と支援側の両面から広域的な視点に立った災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

(地籍調査の実施)

- 災害後の円滑な復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査等の推進を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定
- ・ 地籍調査進捗率 98.6% (H29) ★別海町第7次総合計画と同数値

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 町と建設業団体において、災害時における応急対策業務に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

(建設業の担い手確保)

- 減少する建設業就業者及び技能労働者の確保に向けた取組が進められているが、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組む必要がある。

第4章 別海町強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「別海町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進にあたり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策もあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、町、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、本町が主体となって実施する事業を設定し、別表「別海町強靱化のための推進事業一覧」に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【別海町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した 20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 「別海町耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、関係機関が連携した対策を実施する。

（建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物の老朽化対策については「別海町公共施設等総合管理計画」「別海町学校施設長寿命化計画」「別海町社会教育施設長寿命化計画」「別海町公営住宅等長寿命化計画」等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
- 空家対策については、「別海町空家等対策計画」等に基づき、解消に向けた各種支援策を実施し、地域住民の生命や身体等を保護するとともに、その生活環境の保全を図る。

（避難所等の指定・整備）

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定をする。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定をする。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、計画的な整備を推進する。

【指標（目標値）】

- ・ 個人住宅の耐震化率 62%（H29）⇒95%（R5）
- ・ 耐震改修促進計画の策定状況 策定済（H30）⇒必要に応じて見直し
- ・ 公共施設等総合管理計画の策定状況 策定済（H28）⇒必要に応じて見直し
- ・ 学校施設長寿命化計画の策定状況 策定済（H30）⇒必要に応じて見直し
- ・ 社会教育施設長寿命化計画の策定状況 策定済（R2）⇒必要に応じて見直し
- ・ 公営住宅等の長寿命化改修棟数 3 棟（H21～H29 累計）⇒27 棟（R1～R10 累計）
- ・ 公営住宅等長寿命化計画の策定状況 策定済（H30）⇒必要に応じて見直し
- ・ 空家等対策計画の策定状況 策定済（H31）⇒必要に応じて見直し

1－2 土砂災害による多数の死傷者の発生**（警戒避難体制の整備）**

- 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等について、区域指定を進めるとともに、土砂災害ハザードマップによる住民への警戒区域の周知などにより、警戒避難体制の整備を図る。

【指標（目標値）】

- ・ 土砂災害警戒区域の指定状況 1 箇所（H22）⇒14 箇所（R3）
- ・ 土砂災害ハザードマップの作成状況 作成済（H23）⇒区域指定で追加作成

1－3 大規模津波等による多数の死傷者の発生**（津波避難体制の整備）**

- 町の津波ハザードマップ及び津波避難計画について、新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等に併せ、現行のハザードマップや避難計画を改訂する。

（海岸保全施設等の整備）

- 高潮及び津波等による被害を最小限に抑えるため、国や北海道と連携し、防潮堤、護岸の整備及び施設の耐震化対策などの施設整備を推進する。

【指標（目標値）】

- ・ 津波ハザードマップの作成状況 作成済（H25）⇒必要に応じて見直し
- ・ 津波避難計画の策定状況 策定済（H26）⇒必要に応じて見直し

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 北海道から示されている想定最大規模の洪水に対する浸水想定区域図（洪水氾濫危険区域図）等に基づき、洪水ハザードマップを作成し、地域住民への周知を図る。
- 内水による被害低減に向け、内水ハザードマップにより、地域住民への危険区域の周知を図る。

（河川改修等の治水対策）

- 河道の掘削、築堤の整備などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。
- 下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進する。

【指標（目標値）】

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ・洪水ハザードマップの作成状況 | 未作成（R2）⇒作成（R3） |
| ・内水ハザードマップの作成状況 | 作成済（R2）⇒必要に応じて見直し |

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。
- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新・増強を図る。

【指標（目標値）】

- | | |
|------------------|---------------------|
| ・除排雪車両保有台数（町所有分） | 12台（R2）⇒必要に応じて更新・増強 |
|------------------|---------------------|

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 町の指定避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄や、「町内会・自主防災組織等のための避難所運営マニュアル」を活用した厳冬期を想定した防災訓練の実施など、避難所等における防寒対策を推進する。

【指標（目標値）】

- ・暖房器具等の備蓄状況
毛布：5,925 枚、灯油ストーブ：16 台、灯油缶：6 缶、発電機：15 台
簡易トイレ：11,300 回分、折り畳み式アルミマット：1,370 枚
室内用テント：330 張、段ボール間仕切り：1,000 セット
段ボールベッド：330 台 など（R2）⇒必要に応じて拡充
- ・避難所運営マニュアルの策定状況 策定済（H30）⇒必要に応じて見直し

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な活用により、関係機関相互の連絡体制を強化する。
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な活用を図る。
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と本町を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新や、移動系防災行政無線の整備などにより、通信連絡手段の多重化を推進し、通信体制の確保を図る。

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準の住民周知を図るとともに「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、必要に応じて見直し、改善等を行う。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線の整備を推進するとともに、避難所や不特定多数の人が集まる施設等への公衆無線 LAN 機能の整備、Ｌアラート（公共情報コモンズ）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制を強化する。
- 災害情報の提供に有効な地域のコミュニティ FM 局との連携など情報発信の強化を図る。
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。

（外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。

（地域防災活動、防災教育の推進）

- 地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、災害初動期の避難所運営等の主軸となる自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。

【指標（目標値）】

- ・ 町指定避難所がある地域での自主防災組織の結成率 100% (R2) ⇒取組強化
- ・ 避難勧告等の具体的な発令基準の策定状況 策定済 (R1) ⇒必要に応じて更新
- ・ 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定状況 未策定
土砂災害編、高潮災害編、津波災害編 ⇒策定 (R3 以降)
- ・ 防災行政無線の整備状況 整備済
同報系デジタル式 (R2) ⇒必要に応じて更新
移動系アナログ式 (S51) ⇒アナログ式のまま新スプリアス規格対応に更新 (R3)
- ・ コミュニティ・スクールを導入している学校区割合 100% (R2) ⇒取組強化

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

（支援物資の供給等に係る連携体制の整備）

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、町、道、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- 被災時に NPO やボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会等との連携により、ボランティアの受入体制の整備等を促進する。

（非常用物資の備蓄促進）

- 計画的な行政備蓄の実施、更新など非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を推進する。
- 家庭や企業等における備蓄について、町や道による啓発活動を強化するなど、自発的な備蓄の取組を促進する。

【指標（目標値）】

- ・ 防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関） 71 件（R2）⇒拡充
- ・ ボランティア等の受援計画の策定状況 未策定（R2）⇒策定（R3 以降）

2-2 消防、警察、自衛隊、海保等の被災等による救助・救急活動の停滞

（防災訓練等による救助・救急体制の強化）

- 総合防災訓練をはじめ各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊、海保をはじめとする官民の防災関係機関の相互連携・広域連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。

（自衛隊体制の維持・拡充）

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道や町など関係機関が連携した取組を推進する。

（救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備）

- 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、消防救急無線等の情報基盤の更新、整備を推進するとともに、警察、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。

【指標（目標値）】

- ・ 町主催の総合防災訓練等の実施回数 1 回／年（R1）⇒継続実施

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

（病院の機能強化）

- 災害時の救命医療、重篤患者の受入などの機能を確保するため、今後必要に応じて、応急用医療資機材の整備等を推進する。

（災害時における福祉的支援）

- 町と町内の社会福祉施設等との「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書」に基づき、各施設における受入可能人数や派遣可能な職員の状況等を共有し、災害発生時に、被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の継続を図る。

（防疫対策）

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難所等における衛生用品等の備蓄、更新など災害時の防疫対策を推進する。

【指標（目標値）】

・衛生用品等の備蓄状況

サージカルマスク：44,800 枚、簡易トイレ：11,300 回分

次亜塩素酸ナトリウム：45 リットル、アルコール消毒液：255 リットル

希釈用ポリタンク：30 個、噴霧器：15 台、手指用スプレーボトル：15 個

使い捨て手袋：1,500 組、フェイスシールド：30 枚、防護服：50 着

防護服用キャップ：100 枚 など（R2）⇒ 必要に応じて拡充

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

（災害対策本部機能等の強化）

- 地域防災計画や職員災害時初動対応マニュアル等に規定している災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所など）について、定期的な実働訓練などを通じ、実施体制の検証、必要に応じた見直しを行う。
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定、本部機能の維持に必要な資機材の整備、職員の非常用備蓄を推進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を推進する。
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な本庁舎や消防庁舎等の機能強化に取り組む。

（業務継続体制の整備）

- 業務継続体制の確保に向け、業務継続計画を策定するとともに、防災訓練等を通じ実効性の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、システム・インフラ等の被害を最小限に抑える対策に取り組むとともに、速やかに復旧が図られるよう、具体的災害を想定した訓練などを実施し、「別海町 ICT 部門の業務継続計画」に沿った取組を計画的に推進する。

（広域応援・受援体制の整備）

- 町内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、根室管内1市3町や友好都市である大阪府枚方市等との応援協定の枠組みに沿って、町外自治体との広域応援・受援体制の構築を図る。

【指標（目標値）】

- ・ 消防団訓練実施者数 18,070 人（H21～H29 累計）⇒20,000 人（R1～R10 累計）
- ・ 業務継続計画の策定状況 未策定（R2）⇒策定（R3）
- ・ ICT 部門の業務継続計画の策定状況 策定済（R2）⇒必要に応じて見直し
- ・ ボランティア等の受援計画の策定状況 未策定（R2）⇒策定（R3 以降）

4. ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

（再生可能エネルギーの導入拡大）

- 本町における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消など関連施策を総合的に推進する。

（避難所等への石油燃料供給の確保）

- 石油供給関連事業者と国の機関や、道、町の間で結ばれている協定や、根室管内1市4町と石油製品等販売事業者で構築している燃料供給体制（根室モデル）等に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間や構成機関相互による平時からの情報共有や連携を推進する。

4-2 食料の安定供給の停滞

（食料生産基盤の整備）

- 平時、災害時を問わず本町の農水産業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、基幹産業を支える農地や漁港施設等の生産基盤の整備を推進する。

（農水産業の体質強化）

- 本町の農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農水産業経営に資する取組を推進する。

（食料品の販路拡大）

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、農水産物の高付加価値化に向けた取組等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。

【指標（目標値）】

- ・新規就農者数 26戸（H21～H29累計）⇒30戸（R1～R10累計）
- ・漁業就業支援者数 8人／年（H30）⇒10人／年（R5）

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設等の防災対策）

- 災害時に給水機能を確保するため、「水道施設耐震化更新計画」等に沿った浄水場など水道施設の耐震化や管路の多重化など、施設の更新や維持管理の老朽化対策を促進する。

- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。

（下水道施設等の防災対策）

- 「別海町下水道事業業務継続計画」等に沿った災害時への取組を推進するとともに、「ストックマネジメント計画」等に基づく下水道施設の計画的な耐震化、老朽化対策を推進する。
- 生活排水流出を防止するため、単独浄化槽・汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促進する。

【指標（目標値）】

- ・ 上水道管路の耐震適合率 14.0%（H29）⇒15.0%（R5）
- ・ 水道施設耐震化更新計画の策定状況 策定済（H29）⇒必要に応じて見直し
- ・ 水道事業危機管理マニュアルの策定状況 策定済（H28）⇒必要に応じて見直し
- ・ 下水道事業業務継続計画の策定状況 策定済（H28）⇒必要に応じて見直し
- ・ スtockマネジメント計画の策定状況 策定済（R2）⇒必要に応じて見直し
- ・ 最適整備構想の策定状況 策定済（R1）⇒必要に応じて見直し
- ・ 機能保全計画の策定状況 策定済（R2）⇒必要に応じて見直し
- ・ 合併処理浄化槽設置数 249基（H21～H29 累計）⇒300基（R1～R10 累計）

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

（交通ネットワークの整備）

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。

（道路施設の防災対策）

- 道路防災総点検の結果等を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事を計画的に推進する。また、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど、橋梁の耐震化を計画的に推進する。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、「別海町橋梁長寿命化修繕計画」等に沿った計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。

【指標（目標値）】

- ・ 橋梁長寿命化修繕計画の策定状況 策定済（H25）⇒必要に応じて見直し
- ・ 補修する橋梁数 18箇所（H21～H29 累計）⇒55箇所（R1～R10 累計）
- ・ 町道等の舗装化延長 74km（H21～H29 累計）⇒40km（R1～R10 累計）
- ・ 舗装道路を補修する延長 1.2km（H21～H29 累計）⇒14.0km（R1～R10 累計）

5. 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

（企業立地等の促進）

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本町への移転、立地に向けた取組を促進する。

（企業における業務継続体制の強化）

- 本町の商工業の生産力を確保するため、経営基盤の強化・安定や担い手の育成・確保など、持続的な発展につながる取組を推進する。
- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関等との連携により、町内の中小企業等における業務継続計画の策定を促進する。

【指標（目標値）】

・新規開業者数 3件／年（H29）⇒5件／年（R5）

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

（港湾の機能強化）

- 災害時における被災地への物資や人員の輸送に加え、経済活動の継続に必要な物流拠点としての役割を担う港湾の機能強化に向け、船舶等の大型化など物流の変化に対応した港湾施設の整備を推進するとともに、耐震強化岸壁の整備や液状化対策、老朽化対策を計画的に推進する。
- 災害に備えて、業務継続体制の実効性を高めるため、計画内容の点検や訓練により問題点を抽出し、尾岱沼漁港における「事業継続計画（港湾BCP）」の定期的な見直しを図る。

（陸路における流通拠点の機能強化）

- 広大な土地を有する北海道では、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であり、被災した場合の代替機能の確保も困難であるため、流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取組を進める。

【指標（目標値）】

・港湾事業継続計画の策定状況 策定済（R2）⇒必要に応じて見直し

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

（森林の整備・保全）

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備を計画的に推進する。
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、国や北海道、各関係機関等と連携を図り、農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を促進する。

【指標（目標値）】

- ・ 町有林造林面積 24ha／年（H29）⇒30ha／年（R5）
- ・ エゾシカ個体数の削減 2,955頭／年（H29）⇒3,700頭／年（R5）

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害廃棄物の処理体制の整備）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、町の災害廃棄物処理計画について、国及び北海道の計画との整合を図りながら、早期に策定するなど、廃棄物処理体制を整備する。

（地籍調査の実施）

- 発災後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する。

【指標（目標値）】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定（R2）⇒策定（R3以降）
- ・ 地籍調査進捗率 98.6%（H29）⇒100%（R5）

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。
- 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた業務継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

本計画は、社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」「北海道強靱化計画」と調和を図るとともに「別海町総合計画」と連携を図る必要があることから、推進期間を概ね5年（初期は令和3年度〔2021年度〕から令和5年度〔2023年度〕までの3年）とする。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・計画期間における施策推進の工程
- ・当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・当該年度における予算措置状況
- ・当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、別海町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】別海町強靱化のための推進事業一覧（実施予定事業を含む）R5. 3月更新

所管部局		事業名	事業概要	リスク シナリオ
総務部	総務課	本庁舎補修事業	役場本庁舎について、施設の長寿命化を図るため、計画的な改修や設備更新を実施する。	1-1 3-1
	総合 政策課	特定防衛施設周辺整備調整交付金基金事業 地域医療体制維持確保事業	地域医療体制を維持するため、基金を造成する。	2-3
		特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 消防車両整備事業	複雑多様化する災害対応のため、計画的に消防車両の更新を実施する。	2-2
	ふるさと 応援・情 報化推進 室	庁舎内ネットワーク整備事業	安定的な業務執行のため、ウィンドウズやオフィスのサポート期間終了に合わせて端末を更新する。	3-1
		自治体情報システム標準化・共通化事業	基幹系17業務のシステム等について、標準化及び共有化を図るため、システムの改修を実施する。	3-1
	財政課	町有施設解体撤去事業	耐用年数の経過等により役目を終えた普通財産について、建築年の古い建物や老朽化で倒壊等の危険性が高い建物から計画的に解体を実施する。	1-1
		地域会館等整備事業	地域会館について、施設の長寿命化及び景観の美化を図るため、緊急性や老朽度を勘案して計画的に改修を実施する。	1-1
	防災 交通課	災害用備蓄資機材等整備事業	地震、津波、暴風雪、大規模停電時などの備えとして、町の指定避難所や指定緊急避難場所に備蓄資機材の整備を実施する。	1-6 2-1
		自主防災組織育成事業	自主防災組織が実施する防災訓練や災害時に地域に必要な備品整備への支援を実施する。	1-7
		地域防災センター改修事業	地域防災センターについて、地域住民が安心して避難できるよう計画的な改修を実施する。	1-1
福祉部	福祉課	特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 上西春別保育園園舎等整備事業	上西春別保育園について、設備の機能的劣化の解消や保育環境向上のための改修を実施する。	1-1
		認定こども園園舎等整備事業	別海保育園について、施設の長寿命化や保育環境向上のための改修を実施する。	1-1
	介護 支援課	高齢者緊急通報システム運営事業	高齢者世帯及び障がい者が安心して過ごせるための基盤整備として、家庭用緊急通報装置を貸与し、相談及び緊急通報を発信することができる体制を構築する。	1-7
		介護職員確保対策事業	介護サービス事業所の職員不足を解消するため、必要な支援を実施する。	2-3
		ケアハウス整備事業	ケアハウスについて、施設及び設備等の長寿命化を図るため、計画的な改修を実施する。	1-1
		特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 西春別ケアセンター整備事業	西春別ケアセンターについて、施設及び設備等の長寿命化を図るため、計画的な改修を実施する。	1-1
	町民課	根室北部廃棄物処理広域連合維持補修事業	根室北部廃棄物処理広域連合が運転するごみ処理施設について、安定稼働のため計画的な改修を実施する。	7-1
		浸出水処理施設維持補修事業	浸出水処理施設について、処理機能を保持し、地域の生活環境や公共水域の水質保全を図るため、計画的に設備機器の更新を実施する。	7-1
		し尿処理場維持補修事業	し尿処理場について、安定稼働を維持するため、計画的に機器設備等の更新を実施する。	7-1
		別海斎場施設整備事業	別海斎場について、施設の効率的かつ長期安定運転を維持するため、計画的な改修を実施する。	7-1
		公衆トイレ改修事業	町内5か所に設置している公衆トイレについて、利用者が快適に使用できるよう計画的な改修を実施する。	7-1

所管部局		事業名	事業概要	リスク シナリオ
福祉部	保健課	任意予防接種助成事業	感染拡大のリスクを軽減させ、子どもの健康促進等を目的とし、中学生以下を対象としたインフルエンザ予防接種に助成する。	2-3
	老人保健 施設	特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 老人保健施設設備整備事業	老人保健施設について、施設及び設備等の長寿命化を図るため、計画的な改修を実施する。	1-1
		特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 老人保健施設改修事業	老人保健施設について、施設及び設備等の長寿命化を図るため、計画的な改修を実施する。	1-1
産業 振興部	農政課	環境保全型かんがい排水事業 北部地区	農業生産性の向上を図り、環境保全型農業を推進するため、農業用排水施設や肥培かんがい施設の整備を実施する。	6-1
		道営草地整備事業	生産コストの低減を図り、良質な自給飼料を確保するため草地整備を実施する。	6-1
		畜産担い手総合整備型再編整備事業	生産コストの低減を図り、良質な自給飼料を確保するため草地整備や農業用施設の整備を実施する。	6-1
		農業人材力強化総合支援事業	新規就農者及び経営継承者を増加させ、持続可能な農業を実現させるため、就農後5年間の支援を実施する。	4-2
		矢臼別演習場周辺農業用施設設置助成事業	矢臼別演習場周辺の営農活動を安定させるための取組みに対し支援する。	4-2
		担い手プロジェクト事業	町の農業を維持するため、新規就農者や後継者等の担い手確保のための取組を実施する。	4-2
		酪農研修牧場整備事業	酪農研修牧場について、研修環境を改善し、新たな担い手を確保・育成することで酪農基盤の維持・強化を図るため、老朽化した施設・設備を更新する。	4-2
		酪農工場整備事業	酪農工場について、製造販売の安定と別海ブランドの牛乳、乳製品等の更なる普及を図るため、老朽化した施設や製造設備機器を整備する。	4-2
		新規就農者等支援事業	町の農業を維持するため、新規就農者への支援を実施する。	4-2
		経営継承・発展支援事業	町の農業を維持するため、担い手が経営を継承し、発展させるための取組を支援する。	4-2
		新規就農者育成総合対策事業	町の農業を維持するため、新規就農者への支援を実施する。	4-2
	水産 みどり課	道営水産基盤整備事業 水産流通基盤整備事業（尾岱沼漁港）	尾岱沼漁港について、別海圏域の流通拠点として、衛生管理強化や安全で快適な漁業地域の形成を目的とした漁港整備を進める。	4-2 5-2
		道営水産基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業（尾岱沼漁港）	尾岱沼漁港の衛生管理を維持し安心安全な水産物が確保するため、取水・送水施設の整備を実施する。	4-2 5-2
		北方水産資源増大対策事業 ホッキ貝漁場耕うん事業（野付漁協）	ホッキ貝の生息に適した底質に改善するため、噴流式桁網を曳き攪拌・耕耘を行い、漁場の維持・改善をし、生産力を高め資源の増大を図る。	4-2
		北方水産資源増大対策事業 ホッキ貝種苗移植放流事業（野付漁協）	ホッキ貝の稚貝採取を行い、沖合海域の生息環境良好な漁場に移植し資源の増大を図る。	4-2
		北方水産資源増大対策事業 アサリ種苗移植放流事業（野付漁協）	野付湾内の稚貝発生密度の高い漁場からアサリを採取し、底質等の生息環境が良好な漁場へ移植放流することにより、資源の増大、安定を図る。	4-2
		沿岸漁業振興対策事業 シジミ貝増殖試験事業（別海漁協）	シジミの生息環境向上に向け底質調査を実施し、泥の堆積改善を図り、シジミの資源回復を図る。	4-2

所管部局		事業名	事業概要	リスク シナリオ
産業 振興部	水産 みどり課	沿岸漁業振興対策事業 漁場 環境保全事業（別海漁協）	本別海、走古丹地区の水産資源を環境悪化や外敵から保全するため、風蓮湖内や前浜の生息環境、資源量調査及びさけます増殖河川に係る水質、生息環境調査等を実施する。	4-2
		沿岸漁業振興対策事業 ニシン 種苗栽培・放流事業	風蓮湖及び沿岸域におけるニシン資源を高位に安定させ水産資源を確保するため、ニシン種苗生産・放流を実施する。	4-2
		農林漁業振興奨励事業 水産 物流通等基盤強化対策事業 （野付・別海）	漁協青年部・女性部が実施する水産物のPR活動、販路拡大活動、地産地消促進活動等を支援する。	4-2
		農林漁業振興奨励事業 床丹 地区漁場環境調査事業	漁場環境の把握や改善、環境保全への意識向上のため、水質調査を実施する。	4-2
		漁業後継者就業支援事業	漁業就業者の促進、担い手確保ため就業支援を実施する。	4-2
		環境保全緑化事業	町内における造林地の所有者に対し補助を行い、負担軽減と造林推進を図ることにより森林整備を推進する。	6-1
		豊かな森づくり推進事業	町内における造林地の所有者に対し補助を行い、負担軽減と造林推進を図ることにより森林整備を推進する。	6-1
		町有林環境保全整備事業	町有林の有する公益的かつ多面的機能の持続的発揮を維持するため、別海町森林整備計画で定められた森林機能の区分に応じた効果的な町有林整備を実施する。	6-1
		エゾシカ被害対策事業	エゾシカによる農林業被害の軽減と町民生活の安定を図るため、エゾシカ個体数調整捕獲等を実施する。	6-1
		水産系副産物再資源化施設改 修事業	水産系副産物再資源化施設について、施設及び設備等の長寿命化を図るため、計画的な改修を実施する。	4-2
		河畔林整備事業	酪農業・水産業をつなぐ河川環境を良好に保持するため、河畔林整備を実施する。	6-1
		道営水産基盤整備事業 農山 漁村地域整備交付金（別海漁 港）	漁の効率を高めるため、サケ定置漁船の大型化に対応した漁港整備を進める。	4-2 5-2
		沿岸漁業振興対策事業 秋サ ケ資源対策事業	漁獲量が大幅に低下している秋サケの資源対策として、稚魚の減耗を図る取組を実施する。	4-2
		道営林道整備事業	公有林機能の維持発揮を目的に道営事業により林業専用道の整備を実施する。	6-1
		鉄道記念公園整備事業	鉄道記念館について、施設及び設備等の長寿命化を図るため、計画的な改修を実施する。	1-1
		林業環境支援事業	林業における担い手の確保や労働環境の軽労化や省力化などに必要な支援を実施する。	6-1
		北方水産資源増大対策事業 ホタテ稚貝放流事業（野付漁 協）	新漁場へホタテ稚貝を放流することにより、今後の資源増大及び漁獲を図る。	4-2
		北方水産資源増大対策事業 アサリ漁場耕うん事業（野付 漁協）	漁場の底質を強制的に耕耘し、堆積した有機物の分解を促進させ、アサリ貝の生息に適した底質の好氣的環境を保持するとともに、底質硬化を防止することで、漁場の生産力を高め資源の増大を図る。	4-2

所管部局		事業名	事業概要	リスクシナリオ
産業振興部	商工観光課	中小企業担い手育成事業	中小企業者等に必要な人材の育成及び確保を図るための取組を支援する。	5-1
		中小企業利子補給支援事業	町融資制度により融資に係る返済の負担軽減を図り、町内中小企業の経営基盤の安定、強化を図る。	5-1
		起業家支援事業	新たに起業する町民や新分野進出や空き店舗の利用により経営拡大等に取り組む意欲的な起業家に対し、開業経費等の一部を支援し、地域経済の活性化と雇用の促進を図る。	5-1
		地域貢献中小企業支援事業	町内建築業者と契約した省エネ住宅（エコ型住宅）を新築・増改築を実施する町民に対して経費の一部を助成し、中小企業者等の経営基盤の強化、企業の健全な発展と育成を図る。	5-1 7-2
		ふるさと交流館整備事業	ふるさと交流館について、施設及び設備等の長寿命化を図るため、計画的な改修を実施する。	1-1
		ＵＩＪターン新規就業支援事業	東京２３区在住者又は２３区への通勤者で地方への移住を希望する者に対し、地元企業とのマッチング支援や移住に係る就業支援を行い、中小企業の担い手確保と雇用の促進を図る。	5-1
		中小企業人材確保事業	就業奨励金制度及び奨学金返還支援金制度により、労働力の確保を図る。	5-1 7-2
建設水道部	管理課	除雪機械等購入事業	除雪体制の保持、強化し、冬期間の円滑な交通と安全を確保するため、計画的に除雪機械の更新を実施する。 R 5 除雪グレーダー更新 53,364千円 R 6 除雪専用トラック更新 82,224千円 R 9 除雪ドーザー更新 26,374千円 【防災・安全交付金 道路事業】	1-5
		町道維持補修事業 町道等維持補修委託	町道等の施設を良好に維持するため、町内を４地区に分け巡回作業等の維持業務を実施する。	4-4
		町道維持補修事業 舗装・排水等補修工事	車両の安全性を図るため、機能低下している道路について継続的な補修、改修を実施する。	4-4
		道路照明更新事業	既存照明灯である水銀灯、ナトリウム灯をＬＥＤ化することにより、災害等による消費電力量の抑制を図る。	4-4
	建築住宅課	公営住宅等整備事業	公営住宅について、施設の長寿命化や居住環境の向上を図るため、計画的な改修を実施する。	1-1
		既存住宅耐震改修推進事業	耐震改修等の費用の一部を補助することで耐震化の促進を図る。 【防災・安全交付金 住環境整備事業】	1-1
		空き家等対策事業	空き家の利活用や適正管理、除却を含めた対策を総合的かつ計画的に実施する。 【住宅市街地総合整備促進事業補助 空き家対策総合支援事業】	1-1
	事業課	道営農村整備事業 農道集落道整備事業（高度化） 北栄地区	大型機械の通行に対応できる道路整備を実施する。	4-4
		社会資本整備道路交付金事業 本別誘導線	路肩および車道部の舗装を改修し、安全な車両の通行と、生乳集荷等の物流の円滑化を図る。	4-4
		防衛施設周辺道路整備事業 根室中部３号主要幹線外１	路盤及び舗装を改修し交通の安全を確保する。	4-4
		防衛施設周辺道路整備事業 中西別上風連線	路盤及び舗装を改修し交通の安全を確保する。	4-4
		防衛施設周辺障害防止事業 矢臼別演習場土砂流出対策工事	風連川の河川環境を悪化させる恐れがあるため、障害防止対策として土砂流出対策を実施する。	2-2

所管部局		事業名	事業概要	リスク シナリオ
建設 水道部	事業課	特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 市街地道路改良舗装工事調査設計	市街地の道路の改良舗装を進めることで、砂塵防止や冬期間の除雪の効率化を図る。	4-4
		道営農村整備事業 農道集落道整備事業（高度化） 上風連北地区	大型機械の通行に対応できる道路整備を実施する。	4-4
		道営農村整備事業 農道集落道整備事業（高度化） 大成零号地区	大型機械の通行に対応できる道路整備を実施する。	4-4
		社会資本整備道路交付金事業 根室中部15号幹線	路肩及び車道部の舗装を改修し、安全な車両の通行と、生乳集荷等の物流の円滑化を図る。	4-4
		道営農村整備事業 農道集落道整備事業（高度化） 奥行西地区	大型機械の通行に対応できる道路整備を実施する。	4-4
		特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 別海川上町南1条通線	市街地の道路の改良舗装を進めることで、砂塵防止や冬期間の除雪の効率化を図る。	4-4
		特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 別海宮舞町北環状西線	市街地の道路の改良舗装を進めることで、砂塵防止や冬期間の除雪の効率化を図る。	4-4
		特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 別海商工団地中央通線	現在の規格に沿った道路整備を行うことにより、車両の通行や生徒、児童の通学の安全を確保する。	4-4
		道営農村整備事業 農道集落道整備事業（高度化） 平和地区	大型機械の通行に対応できる道路整備を実施する。	4-4
		道営農地整備事業 通作条件整備 平成地区	大型機械の通行に対応できる道路整備を実施する。 【農山漁村地域整備交付金】	4-4
		道営農村整備事業 農道集落道整備事業（高度化） 東柏野地区	大型機械の通行に対応できる道路整備を実施する。	4-4
		橋梁長寿命化補修事業	橋梁の長寿命化を図るため、計画的な補修工事を実施する。	4-4
		基盤整備促進事業 西春別北1号線	大型機械の通行に対応できる道路整備を実施する。	4-4
		町道整備事業 上風連地区1号線	大型機械の通行に対応できる道路整備を実施する。	4-4
		町道整備事業 泉川第1地区零号線	大型機械の通行に対応できる道路整備を実施する。	4-4
		町道整備事業 上春別原野54線	舗装の打ち換えによる修繕を行い、一般車両や農作業車両の通行の安全を確保する。	4-4
		町道整備事業 別海西部第2地区泉川北6線	舗装の打ち換えによる修繕を行い、一般車両や農作業車両の通行の安全を確保する。	4-4
		町道整備事業 市街地町道整備事業	市街地の道路の改良舗装を進めることで、砂塵防止や冬期間の除雪の効率化を図る。	4-4

所管部局		事業名	事業概要	リスク シナリオ
建設 水道部	上下 水道課	水道施設改修事業	別海浄水場について、施設の長寿命化や水質の維持を図るため、計画的な改修を実施する。	4-3
		水道配水管整備事業	配水管の新設・増設及び管網化により安定した水道水供給を図る。	4-3
		環境保全型かんがい排水事業 北部地区	農業生産性の向上を図り、環境保全型農業を推進するため、用水施設を整備する。	4-3
		合併処理浄化槽設置整備事業	公共水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、快適で健康な生活環境を確保するとともに、公衆衛生の向上を図るため浄化槽設置者に設置に要する費用の助成を実施する。 (浄化槽設置整備事業) 事業対象地域：下水道法第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域で、その他人口増加が著しい等上記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域。 【循環型社会形成推進交付金 浄化槽設置整備事業】	4-3
		農業水路等長寿命化事業	浄水場や配水池等について、施設の長寿命化を図るため、計画的な改修を実施する。 (整備箇所) ・別海浄水場【R5からR7】 ・風連1号配水池【R5からR6】 ・風連2号配水池【R6】 【農業水路等長寿命化・防災減災事業】	4-3
		特定環境保全公共下水道事業	終末処理場等について、施設の長寿命化や浸水対策を図るため、計画的な改修を実施する。また、浸水が懸念される処理施設の浸水対策を実施する。 ・下水道処理施設浸水対策（別海、走古丹、旭）【R5からR6】 ・別海排水区雨水管整備【R5からR10】 ・別海、西春別、走古丹処理区浸水想定区域図作成【R5】 【防災・安全交付金 下水道事業】	4-3
		漁業集落排水事業	漁業集落排水施設について、施設の長寿命化や安定稼働を図るため、計画的な改修を実施する。	4-3
		農業集落排水事業	農業集落排水施設について、施設の長寿命化や安定稼働を図るため、計画的な改修を実施する。	4-3
		特定環境保全施設設備補修事業	終末処理場機器設備について、設備の長寿命化や安定稼働を図るため、計画的な改修を実施する。	4-3
教育 委員会	学務・ スポーツ 課	特定環境保全公共下水道管路 施設補修事業	下水道事業の安定稼働を図るため、公共污水柵の改修を実施する。	4-3
		西春別温水プール整備事業	西春別温水プールについて、施設の長寿命化や利便性の向上を図るため、計画的な改修を実施する。	1-1
		町民温水プール整備事業	町民温水プールについて、施設の長寿命化や利便性の向上を図るため、計画的な改修を実施する。	1-1
		町民体育館整備事業	町民体育館について、付帯施設としての倉庫を建築することにより、利用者の利便性を図る。	1-1
		全天候型トラック整備事業	全天候型トラックについて、施設の長寿命化を図るため、計画的な改修を実施する。	1-1
		特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 西春別ファミリースポーツハウス整備事業	西春別ファミリースポーツハウスについて、施設の長寿命化を図るため、計画的な改修を実施する。	1-1
		尾岱沼温水プール整備事業	尾岱沼温水プールについて、施設の長寿命化や利便性の向上を図るため、計画的な改修を実施する。	1-1

所管部局		事業名	事業概要	リスクシナリオ
教育委員会	学務・スポーツ課	中春別ヘルスパーク整備事業	中春別ヘルスパークについて、施設の長寿命化や利便性の向上を図るため、計画的な改修を実施する。	1-1
		小学校校舎等整備事業	中春別小学校について、施設の長寿命化を図るため、計画的な改修を実施する。	1-1
		中学校校舎等整備事業	野付中学校について、施設の長寿命化を図るため、計画的な改修を実施する。	1-1
	学校教育課	コミュニティ・スクール推進事業	学校と地域の連携・協働を図るため、コミュニティ・スクールを推進する取組を支援する。	1-7
	中央公民館	中央公民館解体撤去事業	地域の安全、安心のため、役目を終えた中央公民館の解体を実施する。	1-1
	西公民館	西公民館改修事業	西公民館について、施設の長寿命化を図るため、計画的な改修を実施する。	1-1
	郷土資料館	奥行地区文化財保存整備事業	奥行地区文化財について、施設の保全を図るため、計画的な整備を実施する。	1-1
		町指定文化財保存整備事業	町内の文化財について、恒久的な保全を図るため、計画的な整備を実施する。	1-1
		郷土資料館整備事業	郷土資料館について、施設の長寿命化を図るため、計画的な改修を実施する。	1-1
		加賀家文書館改修事業	加賀家文書館について、施設の長寿命化を図るため、計画的な改修を実施する。	1-1
町立別海病院	町立別海病院医療機械器具整備事業	医療機械器具について、高度医療の提供と治療効果を高めるため、計画的な更新を実施する。	2-3	
	院内総合情報システム整備事業	院内総合情報システムについて、医療サービスを維持するため、計画的な更新を実施する。	2-3	
	町立別海病院設備更新事業	町立別海病院設備について、長寿命化を図るため、計画的な更新を実施する。	2-3	
別海消防署	消火栓更新事業	消火栓について、長寿命化及び消防体制を維持するため、計画的な改修を実施する。	2-2	
	高機能消防指令センター更新事業	高機能消防指令センターのシステムについて、安定稼働により消防体制を維持、強化するため、計画的な改修を実施する。	2-2 3-1	
	消防車両整備事業	複雑多様化する災害対応のため、計画的に消防車両の更新を実施する。	2-2	